

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域

保健機能森林の区域の指定については、右表のとおり該当ありません。

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項

1の区域の指定が無いため、右表のとおり該当ありません。

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

(1) 森林保健施設の整備

ア 整備することが望ましい主な森林保健施設

1の区域の指定が無いため、該当ありません。

イ 森林保健施設の整備及び維持運営に当たっての留意事項

1の区域の指定が無いため、該当ありません。

(2) 立木の期待平均樹高

1の区域の指定が無いため、右表のとおり該当ありません。

4 その他必要な事項

1の区域の指定が無いため、該当ありません。

保健機能森林の区分

森林の所在		森林の林種別面積 (ha)						備考
位置	林小班	合計	人工林	天然林	無立木地	竹林	その他	
該当なし								

造林、保育、伐採その他の施業の方法

施業の区分	施業の方法
該当なし	

立木の期待平均樹高

樹種	期待平均樹高 (m)	備考
該当なし		

※保健機能森林は

保健機能森林は、江の川上流地域森林計画で定める基準に基づき、湖沼、溪谷等と一体となって自然美を構成している森林等保健機能の高い森林のうち、自然環境の保全に配慮しつつ、森林の存する地域の実情、森林の利用者の意向等からみて、森林の保健機能の増進を図るため整備することが適当であり、かつ、森林施業の担い手が存するとともに、森林保健施設の整備が行われる見込みのある森林について設定することになっています